

平成 26 年度富山県企業局職員の給与等の状況

1 給与等の状況

(1) 電気事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める 職員給与費比率
26年度	千円 3,190,333	千円 718,534	千円 611,213	% 19.2	% 21.8

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 県平均1人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 71	千円 282,996	千円 55,136	千円 97,794	千円 435,926	千円 6,140	千円 6,991

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成 27 年 3 月 31 日現在の人数です。

イ 特記事項

特別職及び一般職の給与の減額措置の状況

		平成 17～ 19 年度	平成 20～ 22 年度	平成 23.4.1～ 25.6.30	平成 25.7.1～ 26.3.31	平成 26 年度	平成 27 年度～
特別職	公営企業 管理者	△7%	△13%※	△13%※	△15%※	△12%※	△11%※
一般職	部長級	△5%	富山市勤務者等 △7%※ 上記以外の者 △4%	富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △13.77%※ 上記以外の者 △10.77%	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △3%
	次長級～ 課長級		富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △2%		富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △2%	富山市勤務者等 △3%※ 上記以外の者 △2%
	課長補佐級～ 主任	△3%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △1%	富山市勤務者等 △3%※ 上記以外の者 —	富山市勤務者等 △10.77%※ 上記以外の者 △7.77%	富山市勤務者等 △2%※ 上記以外の者 —	富山市勤務者等 △1%※ 上記以外の者 —
	一般職員				富山市勤務者等 △7.77%※ 上記以外の者 △4.77%		

※地域手当の凍結分(平成 20～25 年度は△3%、平成 26 年度は△2%、平成 27 年度からは△1%)を含みます。

2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山県企業局 (電気事業)	43 歳 6 月	345,871 円	535,399 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富山県企業局			富山県		
1人当たり平均支給額(26年度) 1,287千円			1人当たり平均支給額(26年度) 1,474千円		
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分			(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分		
(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 5~10%			(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 5~10%		

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

富山県企業局			富山県		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分 (勤続43年以上)	49.59月分 (勤続35年以上)	最高限度額	49.59月分 (勤続43年以上)	49.59月分 (勤続35年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 退職者なし			1人当たり平均支給額 自己都合 471千円 勸奨その他 22,554千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成 27 年 4 月 1 日現在)

支給実績(26 年度決算)		2,531 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26 年度決算)		40,830 円	
支給対象地域(職種)	支給率【注】	支給対象職員数	富山県の制度 (支給率)
東京都特別区	—	—	18%【17%】
大阪市	—	—	15%【14%】
名古屋市	—	—	13%【12%】
富山市	3%【2%】	64 人	3%【 2%】
上記以外の県内市町村	0%【0%】	7 人	0%【 0%】
医師	—	—	15%【14%】
総計・平均支給率	2.70%【1.80%】	71 人	1.68%【1.16%】

(注) 平成 27 年度から当分の間、本来の支給率から100分の 1 を減じた割合となっています。

エ 特殊勤務手当(平成 27 年 4 月 1 日現在)

支給実績(26 年度決算)		2,973 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26 年度決算)		66,074 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26 年度)		63.4%		
手当の種類(手当数)		3 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26 年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	発電管理所等に勤務する職員	水車発電機等の点検等、危険を伴う業務等	1,504 千円	危険作業の内容により 日額 620 円又は 450 円
夜間運転業務手当	発電制御所、発電管理所に勤務する交替勤務者	夜間における業務	1,462 千円	交替勤務の種類により 1回 950 円～1,180 円
用地交渉業務手当	右の業務に従事する職員	用地の取得等のための交渉業務	7 千円	勤務時間内 日額 650 円 勤務時間外 日額 1,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26 年度決算)	28,500 千円
職員1人当たり平均支給年額(26 年度決算)	460 千円
支給実績(25 年度決算)	29,472 千円
職員1人当たり平均支給年額(25 年度決算)	508 千円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注2) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(平成 27 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	富山県の制度との異同	富山県の制度と異なる内容	支給実績 (26 年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (26年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 13,000 円 (2) 配偶者以外 ① 1人につき 6,500 円 ② 満 16 歳年度初めから満 22 歳 年度末までの間にある子 1 人 につき、5,200 円を加算	同じ		千円 8,328	円 252,358
住居手当	(1) 借家等 ① 家賃 20,000 円以下の場合 家賃-9,000 円 ② 家賃 20,000 円を超える場合 11,000 円+(家賃-20,000 円) /2 ※最高限度額 27,000 円 (2) 自宅 600 円	同じ		千円 3,231	円 92,315

手当名	内容及び支給単価	富山県の制度との異同	富山県の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (26年度決算)
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による 一括支給 ※全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円～34,890円 (3) 駐車料金 駐車料金－3,000円 (上限3,000円)	同じ		千円 9,304	円 134,835
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に 当該職の区分に応じて139,300円 以内を支給	同じ		千円 6,652	円 739,156
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中 に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35× 時間数	同じ		千円 352	円 16,762
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時か ら翌日の午前5時までの間に勤務 した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25× 時間数	同じ		千円 3,119	円 346,507
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤 務した場合に支給 庁舎・設備の保全等 6,600円	同じ		千円 —	円 —
管理職員特別 勤務手当	(1) 管理職手当支給対象職員が臨 時又は緊急の必要等により週 休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 6,000円～12,000円 6時間超 9,000円～18,000円 (2) 管理職手当支給対象職員が災 害への対処等の臨時・緊急の 必要によりやむを得ず平日深夜 に勤務した場合に3,000円～ 6,000円を支給	同じ		千円 —	円 —
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に11月から 3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員 月額7,360円	同じ		千円 1,357	円 67,870

(2) 水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める 職員給与費比率
26年度	千円 1,639,238	千円 265,146	千円 232,492	% 14.2	% 15.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 県平均1人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
26年度	人 30	千円 118,904	千円 19,462	千円 40,711	千円 179,077	千円 5,969	千円 6,991

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

特別職及び一般職の給与の減額措置の状況

		平成17～ 19年度	平成20～ 22年度	平成23.4.1～ 25.6.30	平成25.7.1～ 26.3.31	平成26年度	平成27年度～
特別職	公営企業 管理者	△7%	△13%※	△13%※	△15%※	△12%※	△11%※
一般職	部長級	△5%	富山市勤務者等 △7%※ 上記以外の者 △4%	富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △13.77%※ 上記以外の者 △10.77%	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △3%
	次長級～ 課長級		富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △2%		富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △2%	富山市勤務者等 △3%※ 上記以外の者 △2%
	課長補佐級～ 主任	△3%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △1%	富山市勤務者等 △3%※ 上記以外の者 —	富山市勤務者等 △10.77%※ 上記以外の者 △7.77%	富山市勤務者等 △2%※ 上記以外の者 —	富山市勤務者等 △1%※ 上記以外の者 —
	一般職員				富山市勤務者等 △7.77%※ 上記以外の者 △4.77%		

※地域手当の凍結分(平成20～25年度は△3%、平成26年度は△2%、平成27年度からは△1%)を含みます。

2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山県企業局 (水道事業)	45歳3月	349,802円	530,825円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富山県企業局			富山県		
1人当たり平均支給額(26年度) 1,241千円			1人当たり平均支給額(26年度) 1,474千円		
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分			(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分		
勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分			勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分		
(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 5~10%			(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 5~10%		

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

富山県企業局			富山県		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分 (勤続43年以上)	49.59月分 (勤続35年以上)	最高限度額	49.59月分 (勤続43年以上)	49.59月分 (勤続35年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 退職者なし			1人当たり平均支給額 自己都合 471千円 勸奨その他 22,554千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成 27 年 4 月 1 日現在)

支給実績(26 年度決算)		542 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26 年度決算)		45,146 円	
支給対象地域(職種)	支給率【注】	支給対象職員数	富山県の制度 (支給率)
東京都特別区	—	—	18%【17%】
大阪市	—	—	15%【14%】
名古屋市	—	—	13%【12%】
富山市	3%【2%】	12人	3%【 2%】
上記以外の県内市町村	0%【0%】	16人	0%【 0%】
医師	—	—	15%【14%】
総計・平均支給率	1. 29%【0. 86%】	28人	1. 68%【1. 16%】

(注) 平成 27 年度から当分の間、本来の支給率から100分の 1 を減じた割合となっています。

エ 特殊勤務手当(平成 27 年 4 月 1 日現在)

支給実績(26 年度決算)		1,329 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26 年度決算)		60,417 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26 年度)		73.3 %		
手当の種類(手当数)		3 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26 年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	水道管理所等に勤務する職員	浄水機器等の点検等、危険を伴う業務等	1,037 千円	危険作業の内容により 日額 620 円又は 450 円
夜間運転業務手当	水道管理所に勤務する交替勤務者	夜間における業務	289 千円	交替勤務の種類により 1回 950 円～1,180 円
用地交渉業務手当	右の業務に従事する職員	用地の取得等のための交渉業務	3 千円	勤務時間内 日額 650 円 勤務時間外 日額 1,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26 年度決算)	6,983 千円
職員1人当たり平均支給年額(26 年度決算)	269 千円
支給実績(25 年度決算)	7,849 千円
職員1人当たり平均支給年額(25 年度決算)	314 千円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注2) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(平成 27 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	富山県の制度との異同	富山県の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (26 年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 13,000 円 (2) 配偶者以外 ① 1人につき 6,500 円 ② 満 16 歳年度初めから満 22 歳 年度末までの間にある子 1 人 につき、5,200 円を加算	同じ		千円 2,378	円 198,200
住居手当	(1) 借家等 ① 家賃 20,000 円以下の場合 家賃－9,000 円 ② 家賃 20,000 円を超える場合 11,000 円＋(家賃－20,000 円) ／2 ※最高限度額 27,000 円 (2) 自宅 600 円	同じ		千円 2,311	円 121,642

手当名	内容及び支給単価	富山県の制度との異同	富山県の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (26年度決算)
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 ※全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円～34,890円 (3) 駐車料金 駐車料金－3,000円 (上限3,000円)	同じ		千円 4,911	円 175,386
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて139,300円以内を支給	同じ		千円 3,191	円 797,901
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数	同じ		千円 60	円 12,038
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		千円 737	円 368,357
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 庁舎・設備の保全等 6,600円	同じ		千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	(1) 管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 6,000円～12,000円 6時間超 9,000円～18,000円 (2) 管理職手当支給対象職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に3,000円～6,000円を支給	同じ		千円 —	円 —
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に11月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員 月額7,360円	同じ		千円 —	円 —

(3) 工業用水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める 職員給与費比率
26年度	千円 1,626,691	千円 566,552	千円 100,612	% 6.2	% 5.4

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 県平均1人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 12	千円 51,231	千円 7,755	千円 19,132	千円 78,118	千円 6,510	千円 6,991

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。

(注)2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

特別職及び一般職の給与の減額措置の状況

		平成17～ 19年度	平成20～ 22年度	平成23.4.1～ 25.6.30	平成25.7.1～ 26.3.31	平成26年度	平成27年度～
特別職	公営企業 管理者	△7%	△13%※	△13%※	△15%※	△12%※	△11%※
一般職	部長級	△5%	富山市勤務者等 △7%※ 上記以外の者 △4%	富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △13.77%※ 上記以外の者 △10.77%	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △3%
	次長級～ 課長級		富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △2%		富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △2%	富山市勤務者等 △3%※ 上記以外の者 △2%
	課長補佐級～ 主任	△3%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △1%	富山市勤務者等 △3%※ 上記以外の者 —	富山市勤務者等 △10.77%※ 上記以外の者 △7.77%	富山市勤務者等 △2%※ 上記以外の者 —	富山市勤務者等 △1%※ 上記以外の者 —
	一般職員				富山市勤務者等 △7.77%※ 上記以外の者 △4.77%		

※地域手当の凍結分(平成20～25年度は△3%、平成26年度は△2%、平成27年度からは△1%)を含みます。

2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山県企業局 (工業用水道事業)	42歳4月	345,801円	542,487円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富山県企業局			富山県		
1人当たり平均支給額(26年度) 1,499千円			1人当たり平均支給額(26年度) 1,474千円		
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.5月分			(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.5月分		
(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 5~10%			(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 5~10%		

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

富山県企業局			富山県		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分 (勤続43年以上)	49.59月分 (勤続35年以上)	最高限度額	49.59月分 (勤続43年以上)	49.59月分 (勤続35年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 退職者なし			1人当たり平均支給額 自己都合 471千円 勸奨その他 22,554千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成 27 年 4 月 1 日現在)

支給実績(26 年度決算)		297 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額(26 年度決算)		42,422 円	
支給対象地域(職種)	支給率【注】	支給対象職員数	富山県の制度 (支給率)
東京都特別区	—	—	18%【17%】
大阪市	—	—	15%【14%】
名古屋市	—	—	13%【12%】
富山市	3%【2%】	7人	3%【 2%】
上記以外の県内市町村	0%【0%】	5人	0%【 0%】
医師	—	—	15%【14%】
総計・平均支給率	1.75%【1.17%】	12人	1.68%【1.16%】

(注) 平成 27 年度から当分の間、本来の支給率から100分の 1 を減じた割合となっています。

エ 特殊勤務手当(平成 27 年 4 月 1 日現在)

支給実績(26 年度決算)		313 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26 年度決算)		34,817 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26 年度)		75.0 %		
手当の種類(手当数)		3 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26 年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	水道管理所等に勤務する職員	浄水機器等の点検等、危険を伴う業務等	308 千円	危険作業の内容により 日額 620 円又は 450 円
夜間運転業務手当	水道管理所に勤務する交替勤務者	夜間における業務	4 千円	交替勤務の種類により 1回 950 円～1,180 円
用地交渉業務手当	右の業務に従事する職員	用地の取得等のための交渉業務	1千円	勤務時間内 日額 650 円 勤務時間外 日額 1,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26 年度決算)	3,504 千円
職員1人当たり平均支給年額(26 年度決算)	350 千円
支給実績(25 年度決算)	4,511 千円
職員1人当たり平均支給年額(25 年度決算)	564 千円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注2) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(平成 27 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	富山県の制度との異同	富山県の制度と異なる内容	支給実績 (26 年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (26 年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 13,000 円 (2) 配偶者以外 ① 1人につき 6,500 円 ② 満 16 歳年度初めから満 22 歳 年度末までの間にある子 1 人 につき、5,200 円を加算	同じ		千円 1,691	円 187,922
住居手当	(1) 借家等 ① 家賃 20,000 円以下の場合 家賃－9,000 円 ② 家賃 20,000 円を超える場合 11,000 円＋(家賃－20,000 円) ／2 ※最高限度額 27,000 円 (2) 自宅 600 円	同じ		千円 1,055	円 95,891

手当名	内容及び支給単価	富山県の制度との異同	富山県の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (26年度決算)
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による 一括支給 ※全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円～34,890円 (3) 駐車料金 駐車料金－3,000円 (上限3,000円)	同じ		千円 1,360	円 169,941
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に 当該職の区分に応じて139,300円 以内を支給	同じ		千円 1,523	円 761,406
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中 に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35× 時間数	同じ		千円 51	円 25,673
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時か ら翌日の午前5時までの間に勤務 した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25× 時間数	同じ		千円 -	円 -
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤 務した場合に支給 庁舎・設備の保全等 6,600円	同じ		千円 -	円 -
管理職員特別 勤務手当	(1) 管理職手当支給対象職員が臨 時又は緊急の必要等により週 休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 6,000円～12,000円 6時間超 9,000円～18,000円 (2) 管理職手当支給対象職員が災 害への対処等の臨時・緊急の 必要によりやむを得ず平日深夜 に勤務した場合に3,000円～ 6,000円を支給	同じ		千円 -	円 -
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に11月から 3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員 月額7,360円	同じ		千円 -	円 -

(4) 地域開発事業(駐車場事業)

対象となる職員が少なく、個人の情報が特定されるため、個人情報保護の観点から非公表とします。